

大阪市告示第1061号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年7月31日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 扇町プール 水泳場 トレーニング場	令和6年8月7日（水）	午前9時から 午後5時まで
	令和6年8月14日（水）	
	令和6年8月21日（水）	
	令和6年8月28日（水）	

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 扇町プール 水泳場 トレーニング場 体育場	令和6年8月1日（木）から 同月2日（金）まで	午前9時から 午後10時まで
	令和6年8月5日（月）から 同月6日（火）まで	
	令和6年8月8日（木）から 同月9日（金）まで	
	令和6年8月13日（火）	
	令和6年8月15日（木）から 同月16日（金）まで	
	令和6年8月19日（月）から 同月20日（火）まで	

令和 6 年 8 月 22 日（木）から 同月 23 日（金）まで
令和 6 年 8 月 26 日（月）から 同月 27 日（火）まで
令和 6 年 8 月 29 日（木）から 同月 30 日（金）まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）